

中央公園・庄下川東広場 公園内行為について

・許可が必要となる内容

尼崎市都市公園条例 第3条第1項に掲げる内容

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

→具体的に許可が必要となる行為の内容については、お問い合わせください。なお、専ら営利を目的とする行為は許可しません。営利を伴うイベントを開催する場合は、市の後援名義等が必要となります。

・許可できない場合

尼崎市都市公園条例 第3条第4項に掲げる内容

- (1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園の施設又は設備、工作物その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

・公園使用許可時間

- ・ 7:00～21:00

・申請期間

- ・ 使用日の3か月前～2週間前

・申請時に提出が必要な資料

- (1) 公園行為許可申請書
- (2) 公園使用料減免申請書
- (3) 公園平面図
- (4) 企画書、チラシ、要綱、パンフレットなど、行為の詳細の内容がわかるもの
- (5) 昨年度の行為内容の写真
- (6) 搬入搬出時の計画及びイベントのタイムスケジュール、レイアウト等

※(6)の提出に関しては、市及び指定管理者、市の後援をとった利用者主催のイベント、公園内の一定空間を独占的に利用する大規模イベント（概ね300㎡以上の公園敷地を利用するもの）を対象とします。

以上

公園内行為許可条件（中央公園・庄下川東広場）

・各行為で共通する許可条件

- (1) 都市公園法及び同法施行令並びに尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則を守ること。
- (2) 許可に係る行為を行う場所に許可書を掲示すること。
- (3) 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- (5) 許可を受けた者が公園を荒廃又は、き損したときは、その損害の責を負うこと。
- (6) 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して許可期間満了と同時に返還すること。
- (7) 許可を受けた者は周辺住民及び他の公園利用者に行為について十分な事前説明を行い、周辺住民及び公園利用者に影響を及ぼすことの無いようにすること。
- (8) 公益上やむを得ない必要が生じた場合、この許可の取消をすることがある。
- (9) 点字ブロックの上やその周囲には物を置かないこと。
- (10) 別紙「イベント実施時のご利用案内（中央公園・庄下川東広場）」を遵守すること。

以下の行為の場合は、上記以外に許可条件があります。

選挙、ライブ等

- ・拡声装置等の音量には十分注意すること。支障が生じたときは、この許可の取消をすることがある。

募金活動

- ・募金活動終了後、送金の領収書のコピー等、送金履歴がわかる書類を提出すること。

撮影

- ・公園利用者の妨げにならないように撮影すること。また、撮影にあたっては対象者の承諾を得ること。

駐輪

- ・原則、近隣の駐輪場を使用すること。

道具の使用

- ・発電機等の燃料を持ち込む場合は責任者を定め厳重に管理すること。
- ・現場から離れる時は、道具類を残地しないこと。
- ・火器を使用する場合は、消防署へ届け出ること。

以 上

イベント実施時のご利用案内（中央公園・庄下川東広場）

- (1) 企画内容によっては、開催できないものもあるため、必ず事前に電話で開催可能な企画なのか確認してください。（中央公園管理事務所：06 - 6417 - 5609）
- (2) 許可の申請は使用開始日の 3 ヶ月前から受け付け、申請書は 2 週間前までに中央公園管理事務所へ提出してください。
※市及び指定管理者、（一社）あまがさき観光局の使用（主催・共催・後援イベント含む）については、突発的な対応、積極的な大規模イベント誘致の観点も踏まえて 1 年前から当日までの申請を可能とします。
※申請は、詳細調整、協議の完了したものを許可するため、内容によっては希望の日程で実施出来ない場合もあり、余裕をもって企画内容の詳細調整、協議を完了していただくことが望ましいです。
- (3) イベント時の音量（音圧）は、設営完了後のリハーサル時に公園管理者の確認を受け、指示に従ってください。また、イベント開催中は主催者・スタッフが常時、音量（音圧）の確認を行い、苦情などあった場合は、ただちに主催者側で音量（音圧）を下げるなど処置することがあります。
- (4) 選挙期間中は、選挙活動を行う場合のみ許可することとし、選挙活動以外（ライブ等）の許可はしません。また、公平性を確保するため、行為申請が重複しても、すべての選挙活動を許可します。重複する場合は、「申請者情報を市から相互に提供すること」及び「申請者が相互に調整し、譲り合いながら利用すること」を条件に許可します。
※「選挙期間中」とは、告示日から選挙期日の前日までを指します。
- (5) 申請後に企画内容の追加・変更が生じた場合は、すみやかに中央公園管理事務所と協議し、管理者の指示に従ってください。（協議無く開催された場合、最悪当日中止させていただく場合があります。その際の使用料の還付は致しません。）
- (6) 他の公園利用者の安全確保及び違法駐車対策等に万全を期してください。イベントに起因して発生する周辺道路の混雑や違法駐車等への対応は申請者で行ってください。また、警察署、消防署等関係機関へ必要な届け出も行ってください。
- (7) 公園内に車両を乗り入れる場合、公園内行為許可証の他に「車両乗入許可証」が必要です。なお、公園内への車両の乗入は、設営及び資材運搬時のみ許可します。公園内行為時は近隣の駐車場にお止めください。
- (8) イベント終了後、企画で発生したゴミは主催者側で適切に搬出、処分するとともに、敷地内及び敷地周りの清掃状況や公園施設等の損壊について、公園管理者の立ち会いによる現場確認を受けてください。万一、汚れや施設損壊等があった場合は、速やかに原状回復をしてください。
- (9) イベント実施時の来城者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください。

以 上

演奏行為時のご利用案内

演奏行為の場合は下記条件が追加となります。

対象とする公園

- ・中央公園

対象者

- ・演奏活動をされる方（選挙活動・演説は除く）
- ・演奏行為を含む場合であっても、公園内の一定空間を独占的に利用する大規模イベント（※）については対象外とし、別途、大規模イベント申請時のルールに則って、許可判断を行う。
※概ね 300 m²以上の公園利用を目安とする。

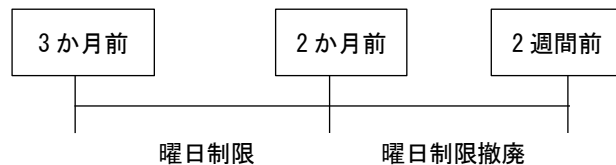
利用枠の設定について

- ・曜日の制限
 - 月・火・水・木 → 週2回まで申請可能
 - 金・土・日・祝 → 週1回まで申請可能
- ※1週間の範囲は、月曜日から日曜日とする。

- ・時間枠の設定
 - A 枠：9-12 時
 - B 枠：12-15 時
 - C 枠：15-18 時
 - D 枠：18-21 時

※代理申請は可能とするが、1名義1枠のみの申請とする。申請時には活動名と名前が必要とする。

※使用日の2か月前から2週間前は、上記の回数制限を撤廃する。従来通り、先着順で最大週3回まで申請を受け付ける。なお、引き続き時間帯区分の設定は行う。



禁止事項について

- 投げ銭禁止、チケット販売禁止、営利目的禁止とする。

以上

車両乗り入れについてのご利用案内

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則を守ること。
- 2 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 3 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 4 許可を受けた者が公園を荒廃又は、き損したときは、その損害の責を負うこと。
- 5 車両の公園進入時及び走行時は、最徐行（時速 5km 以下での走行＋ハザードランプの点灯）すること。その他、誘導員の配置、車止めの管理を行うなど公園利用者等に対し、危険のないよう安全管理に十分留意すること。
- 6 車両乗り入れは、資材を搬出入する場合及び指定管理者がやむを得ないと判断したもののみ許可する。利用時間中の園内での駐車は許可しない。近隣の駐車場へ止めること。
- 7 許可期間中は、随時、車両の轍を解消するなど、走行路の環境美化に努めること。許可期間が満了したときは、自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復すること。
- 8 あまがさき観光案内所の営業時間外に車両乗り入れを行う際、車止めの鍵の受け渡しは2日前からあまがさき観光案内所内で行うので、必要な場合は手続きをすること。なお、それ以前の鍵の貸し出しは行なわない。
- 9 公園の使用が終了したら、直ちに鍵をあまがさき観光案内所まで返却すること。
- 10 車乗り入れ時は、車両乗入許可証を車外から見える場所に掲示すること。

以上

芝生広場利用時のご利用案内

1. 基本的なルール

対 象

- ・ 申請者全員

内 容

- ・ 自動車及び自転車の乗り入れ禁止
- ・ ペットの放し飼い・糞尿の放置禁止

2. 演奏活動をされる場合のルール

対 象

- ・ 演奏活動をされる方（選挙活動・演説は除く）
- ・ 演奏行為を含む場合であっても、公園内の一定空間を独占的に利用する大規模イベント（※）については対象外とし、別途、大規模イベント申請時のルールに則って、許可判断を行う。
※概ね 300 m²以上の公園利用を目安とする。

内 容

- ・ 大規模イベントを優先する。利用当日、大規模イベントの利用申請が出ていなければ、芝生広場の利用を許可する。

場 所

- ・ 楠の木より南側のみとする。
- ・ 駅に向かったの音出しのみ可能とする。
- ・ 公園内に設置している椅子・机は一般利用者用のため、演奏行為での使用は禁止とする。

以 上